

経理の窓

12月



この一年間ありがとうございました。明年も良き年になりますように。

平成19年12月1日号

今月の税務

法人 : 10月決算法人の確定申告と納税
地方税 : 固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

個人住民税について

所得税と個人住民税が税源移譲により税率構造が変更になることは、平成18年5月と9月にご案内いたしました。税金が気になる年末調整や確定申告のこの時期に、もう一度しくみをみてみたいと思います。所得税と個人住民税の合計した納税額は、改正前と変わらないように、調整控除等が、創設されています。定率減税が廃止された分（所得割額の7.5%（上限2万円））は、納税額が増えることとなります。個人住民税は、平成19年度分（6月納付分）から適用されています。所得税については、給与所得の方は、平成19年1月支給分の給与や賞与から平成19年1月以降分の源泉徴収税額表が適用されています。事業所得や不動産所得などのある方は、平成19年分の予定納税や確定申告で適用されることとなります。

税率構造は、下記のようになっています。課税所得は、所得控除後の金額をいいます。

（現行の税率構造）所得税は、平成19年分から、個人住民税は平成19年度分から適用されています。

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税 率	課 税 所 得	標 準 税 率
～	1 9 5 万円	5 %	一 律	1 0 %
1 9 5 万円	～ 3 3 0 万円	1 0 %		
3 3 0 万円	～ 6 9 5 万円	2 0 %		
6 9 5 万円	～ 9 0 0 万円	2 3 %		
9 0 0 万円	～ 1, 8 0 0 万円	3 3 %		
1, 8 0 0 万円	～	4 0 %		

（改正前の税率構造）

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税 率	課 税 所 得	標 準 税 率
～	3 3 0 万円	1 0 %	～ 2 0 0 万円	5 %
3 3 0 万円	～ 9 0 0 万円	2 0 %	2 0 0 万円 ～ 7 0 0 万円	1 0 %
9 0 0 万円	～ 1, 8 0 0 万円	3 0 %	7 0 0 万円 ～	1 3 %
1, 8 0 0 万円	～	3 7 %		

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告)に行います。(2) 及び(3)については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要のある方(納税額がある場合)

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得者のうち確定申告する必要がある方
 - * 給与の収入が、2,000万円を超える方
 - * 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - * 2ヶ所以上から給与を受けている方
 - * 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
 - * 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - * 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
 - * 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③ 公的年金等の雑所得がある方
- ④ 退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付をうけることはできません。)

- * 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- * 平成19年の途中で退職した後、就職しなかった方
- * 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字の年度の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除(一般の場合と青色申告の場合)、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。